

国立大学法人旭川医科大学再雇用契約職員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学再雇用契約職員規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学再雇用契約職員規則（平成18年旭医大達第77号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行		
(略)			(略)		
(諸手当) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 フルタイム勤務職員に対する給与規定第39条第2項に規定する勤勉手当の勤務成績に応じて別に定める割合（以下「成績率」という。）は、次の表に定める成績率を基準として本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める。			(諸手当) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 フルタイム勤務職員に対する給与規定第39条第2項に規定する勤勉手当の勤務成績に応じて別に定める割合（以下「成績率」という。）は、次の表に定める成績率を基準として本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める。		
勤務成績	成績率		勤務成績	成績率	
	6月支給の場合	12月支給の場合		6月支給の場合	12月支給の場合
(1) 優秀	<u>100分の49</u>	<u>100分の49</u>	(1) 優秀	<u>100分の47</u>	<u>100分の47</u>
(2) 良好	<u>100分の45.5</u>	<u>100分の45.5</u>	(2) 良好	<u>100分の43.5</u>	<u>100分の43.5</u>
(3) (1)・(2)以外	<u>100分の43.5以下</u>	<u>100分の43.5以下</u>	(3) (1)・(2)以外	<u>100分の43.5未満</u>	<u>100分の43.5未満</u>
(略)			(略)		
附 則 この規則は、 <u>令和5年4月1日から施行する。</u>					
【改正理由】 国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。					